

令和4年9月28日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次	

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 保 実 治

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 加 藤 伸 司	危機管理監 山 田 大 平
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 影 山 敬 二
布野支所長 才 田 申 士	吉舎支所長 伊 達 浩 史
三良坂支所長 落 合 裕 子	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 杉 原 達 也	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議事係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第63号	(総務常任委員長報告 5 件) 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第64号	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第65号	三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第72号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
	請願第 1 号	旧 J R 三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について (原案可決)
第 2	議案第66号	(教育民生常任委員長報告 8 件) 三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第67号	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第68号	三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第69号	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第73号	工事請負契約の締結について (原案可決)
	議案第90号	動産の買入れの契約について (原案可決)
	議案第91号 陳情第 3 号	動産の買入れの契約について (原案可決) 田幸保育所での「3歳未満児保育」のさらなる充実を求めることについて (原案可決)
第 3	議案第70号	(産業建設常任委員長報告 3 件) 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第71号	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第92号	広島県水道広域連合企業団の設立について (原案可決)
第 4	議案第75号	(予算決算常任委員長報告 15 件) 令和 3 年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第76号	令和 3 年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

	<p>議案第77号 (認定) 令和3年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について (認定)</p> <p>議案第78号 令和3年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (認定)</p> <p>議案第79号 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (認定)</p> <p>議案第80号 令和3年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (認定)</p> <p>議案第81号 令和3年度三次市病院事業会計決算認定について (認定)</p> <p>議案第82号 令和3年度三次市水道事業会計決算認定について (認定)</p> <p>議案第83号 令和3年度三次市下水道事業会計決算認定について (認定)</p> <p>議案第84号 令和4年度三次市一般会計補正予算 (第6号) (案) (原案可決)</p> <p>議案第85号 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算 (第2号) (案) (原案可決)</p> <p>議案第86号 令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (案) (原案可決)</p> <p>議案第87号 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (案) (原案可決)</p> <p>議案第88号 令和4年度三次市病院事業会計補正予算 (第1号) (案) (原案可決)</p> <p>議案第89号 令和4年度三次市水道事業会計補正予算 (第1号) (案) (原案可決)</p>
第 5	<p>議案第93号 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)</p> <p>議案第94号 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)</p> <p>議案第95号 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)</p> <p>議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)</p> <p>議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)</p>
第 6	<p>発議第7号 少人数学級, 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引上げに係る意見書 (案) (原案可決)</p>
第 7	<p>議員の派遣について</p>

令和4年9月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和4年9月28日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告5件）
	議 63	三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）295
	議 64	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）……………295
	議 65	三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 （案）……………295
	議 72	工事請負契約の一部変更について……………295
	請 1	旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行 実証実験の実現協力について……………295
第 2		（教育民生常任委員長報告8件）
	議 66	三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置 及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………298
	議 67	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）……………298
	議 68	三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保 健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………298
	議 69	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条 例（案）……………298
	議 73	工事請負契約の締結について……………298
	議 90	動産の買入れの契約について……………298
	議 91	動産の買入れの契約について……………298
	陳 3	田幸保育所での「3歳未満児保育」のさらなる充実を求めるこ とについて……………298
第 3		（産業建設常任委員長報告3件）
	議 70	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）……………299
	議 71	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………299
	議 92	広島県水道広域連合企業団の設立について……………299
第 4		（予算決算常任委員長報告15件）
	議 75	令和3年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について……………303
	議 76	令和3年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………303
	議 77	令和3年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………303
	議 78	令和3年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………303

	議 79	令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………303
	議 80	令和3年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について……303
	議 81	令和3年度三次市病院事業会計決算認定について……………303
	議 82	令和3年度三次市水道事業会計決算認定について……………303
	議 83	令和3年度三次市下水道事業会計決算認定について……………303
	議 84	令和4年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）……………303
	議 85	令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）……………303
	議 86	令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）……………303
	議 87	令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （案）……………303
	議 88	令和4年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）……………303
	議 89	令和4年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………303
第 5	議 93	人権擁護委員の候補者の推薦について……………305
	議 94	人権擁護委員の候補者の推薦について……………305
	議 95	人権擁護委員の候補者の推薦について……………305
	議 96	人権擁護委員の候補者の推薦について……………305
	議 97	人権擁護委員の候補者の推薦について……………305
第 6	発 7	少人数学級，教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引上げに係る意見書（案）……………307
第 7		議員の派遣について……………308


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は令和4年9月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

三次市議会では、今定例会も、マスクの着用、マスク着用での発言として、新型コロナウイルス感染予防対策を講じてまいりました。傍聴においでくださいました、また御視聴いただきました皆様には、聞きづらい部分があったかもしれませんが、どうか御理解を頂きますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、小田議員及び月橋議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

この際、御報告いたします。本日の欠席者として、保実議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告5件

議案第63号 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

議案第64号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第65号 三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
(案)

議案第72号 工事請負契約の一部変更について

請願第1号 旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第63号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)外3議案及び請願第1号旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力についてを一括議題といたします。

議案4件及び請願1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 横光春市君、挙手して発言を求め)

○議長（山村恵美子君） 横光総務常任委員長。

[総務常任委員長 横光春市君 登壇]

○総務常任委員長（横光春市君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案4件及び請願1件について、

その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、請願審査のために現地調査を去る9月8日に行い、9月9日には、請願者を招いて趣旨説明を受け、質疑を行うとともに、所管の担当部長等から請願内容に対する市の見解や今後の方針などのヒアリングを実施いたしました。議案審査においても、担当部長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第63号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）外3議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第1号旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力については、審査の結果、願意妥当であり、採択してよいものと決しました。

請願採択に伴う主な意見については次のとおりです。

本市のこの請願に対する見解は、旧三江線伊賀和志区間の活用について、平成30年11月の三次市旧三江線鉄道資産検討委員会からの提言にこの区間の言及はないことから、利活用は想定していないとされています。また、この鉄道資産を活用することに対し、安全性の確保、維持管理に確証が持てないとの理由から、大きな不安があるとの回答もありました。

さらに、このトロッコ運行実証実験は、既に実施されている邑南町域での取組の魅力向上につながるものであること、また、同一事業に複数の自治体窓口が存在すれば、責任の所在が不明瞭になる、貸主であるJR西日本や観光に來られた利用者に混乱が生じるなどの理由から、本市域の鉄道敷などの資産も邑南町で一括して借用され、一体的に活用することが望ましいとの回答もありました。

委員会では、市が回答された3点について、次のとおり整理しております。

1点目の安全性の確保についてですが、JR西日本から市に提出された資料によれば、現行では、該当区間にある橋梁、トンネルなど既存構造物の安全対策は、三次市とJR西日本間での使用貸借契約締結によってJR側で実施すると示されており、この課題は大きく改善されているものと捉えております。

次に、2点目の維持管理についてです。このことは、今後の市の財政にも幾らかの負担となり得るのではないかと市の懸念も伝わります。日常の維持管理として、レール目視などによる点検や草刈り、ごみ処分などは、NPO法人伊賀和志江の川鐵道が責任を持って行うとされました。一方、懸念されている市の財政負担も、この契約を締結することで貸借期間を区切って無償で利用できることになり、以前の資産譲渡が前提とされていたものと条件が全く違うことなど、現状で考えられる負担はないものと想定されます。

3点目の邑南町で伊賀和志区間の鉄道資産も一括して借用されることが望ましいとされている点については、同提言書に、地域活性化・観光振興等に係る利活用について「経済波及効果や持続性が見込まれるものは、利活用に係る具体的な検討を行うこと」とあります。また、三次市観光戦略にも、滞在時間の延伸、宿泊需要の拡大として「ストーリー性を持った広域周遊の観光プロダクトの開発」に「特別のテーマに興味を持つ客層向けには、県域を越える地域で

連携した商品造成を進めます」とあります。また、昨年4月に参画した広島広域都市圏域が掲げる「第2期広島広域都市圏発展ビジョン」の観光振興事業にも「個々の地域資源の魅力を相乗的に高めることにより、圏域全体の誘客を促進することができる」と市町連携の効果を期待されています。

以前、トロッコ乗車体験イベントに参加した委員からも、「本市の自然のすばらしさを改めて感じる事ができた」「参加されていた親子の笑顔が忘れられない」といった意見もありました。まさに、この鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験は、請願の趣旨にある県域を越えた観光商品づくりや作木町域の活性化に資する事業となる可能性を探るものであると意見はまとまっています。

一方、多くの委員から、運行実証実験の実現に向けてはまだ多くのハードルがあるとの指摘もありました。市が懸念している日常の維持管理に係る労力や万が一の場合の責任の明確化、また、将来の旧伊賀和志駅をトロッコ発着のターミナルとする計画に伴う駐車場やトイレ整備などに市の財政負担が発生するか否か、使用貸借契約終了後、どのような事業展開をめざすのかなど、不透明な部分も多く残っていること。さらに、請願の趣旨とされているトロッコ運行実証実験が邑南町、JR西日本、三次市の三者間のプロジェクトとして実現されたいとされていますが、この三者間の協議は、現状進められておらず、本事業に対する温度差が感じられること。そして、重要なのは、地元住民や作木町自治連合会との相互理解の上、一体的な取組とならなければならないことでもあります。

今回、請願提出に関わる皆さんの気持ちは、委員には熱く伝わっています。今、私が述べました委員会での指摘に対し、関係機関全体で十分な協議を行い、いずれもが理解した上で、事業展開されることを願うものであります。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第63号外3議案及び請願第1号を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。請願1件については採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号外3議案及び請願1件は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 教育民生常任委員長報告8件

議案第66号 三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第67号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第68号 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第69号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第73号 工事請負契約の締結について

議案第90号 動産の買入れの契約について

議案第91号 動産の買入れの契約について

陳情第3号 田幸保育所での「3歳未満児保育」のさらなる充実を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第66号三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外6議案及び陳情第3号田幸保育所での「3歳未満児保育」のさらなる充実を求めることについてを一括議題といたします。

議案7件及び陳情1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任副委員長 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡教育民生常任副委員長。

〔教育民生常任副委員長 藤岡一弘君 登壇〕

○教育民生常任副委員長（藤岡一弘君） 皆様、おはようございます。教育民生常任委員長報告を行わせていただきます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案7件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月12日に委員会を開催し、議案審査においては担当部長等の出席を求め、また、陳情については、提出者の趣旨説明、質疑を行うとともに、所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査を行いました。

議案第66号三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外6議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第68号三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）は、図書館や生涯学習センター等、既存施設の利用者が混乱することのない運用を検討されたい。

議案第90号及び議案第91号動産の買入れの契約については、安全・安心な給食開始に向けて

着実に準備を進められたい。

次に、陳情第3号田幸保育所での「3歳未満児保育」のさらなる充実を求めることについては、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号外6議案及び陳情第3号を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。陳情1件については採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号外6議案及び陳情1件は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告3件

議案第70号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

議案第71号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第92号 広島県水道広域連合企業団の設立について

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第70号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 弓掛産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 弓掛 元君 登壇〕

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） 産業建設常任委員長の報告をさせていただきます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月8日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立については、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第70号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）外1議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立については、なぜ三次市が企業団に参画するかを市民に対してしっかりと情報発信し、誰もが安心できる形で水道事業が運営されるよう、今後一層努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

まずは反対討論を許します。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立について、反対の立場で討論をいたします。

全県広域化の企業団発足は、水道法改正で都道府県の役割を明確化し、水道事業の広域化、また民営化につながる官民連携の推進、水道料金の適正化の促進などを行うため、水道事業の基盤強化方策を定めるものとしています。この国の方針を先取りして広域化しているのが広島県です。それに追従させられている14の自治体があります。三次市も企業団設立に参加するものです。ところが、この企業団には、県内の自治体で参加していない8市町があります。広島市、呉市、福山市など、人口の多い自治体は参加していない中で、果たして事業が成り立つのか、水道料金の値上げにつながっていくのではないかと大変不安です。

これまで水道事業は、市町の基礎自治体が行うことを基本としていました。これは、憲法に保障された生存権の保障にとってなくてはならないものです。また、住民が参画すべきものでなくてはなりません。広域連合になれば、住民の声は届かなくなり、議会の関与も困難になってきます。水道広域連合企業団規約には、企業団議員は、構成団体の議員1人ないし2人です。三次市は1人です。1人の議員で、議会の声、市民の声をどれだけ届けることができるでしょうか。大変疑問が残ります。

国の補助金は、広域化する以外に出ない、広域化することによって水道料金の大幅値上げを抑えることができると広域化のメリットを言っていますが、広域連携で他の自治体との接続や災害時の協力体制を取ることで、水の長距離配水や遠隔化が伴い、多額の設備投資が必要にな

ってきます。電気やガスに比べると、水は大変重いので、遠くに運ぶには多大のエネルギー、つまり電気が必要になります。遠くに送るほど、また残留塩素管理も大変になります。浄水、配水の大きな経費は電気代と言われています。長距離配水や遠隔化はコストが高くなります。また、災害時や故障時の対応が大変になってきます。

これまで公営企業は、効率的に経営し、かつ福祉を増進させるという難しい課題に取り組んできました。効率性を追求するばかりに、必要な人材を失ってきました。人材育成、技術継承をしてこなかったこととなります。広域企業団になれば、さらに自治体の技術者はいなくなり、自治体としての監視能力は低下することとなっていきます。広域連合企業団の次は、民営化につながっていくのではないかと不安です。

世界の動向は、15年間で267件の再公営化が行われ、現在も続いています。世界の水道市場を失った水のメジャー、グローバル企業は、日本の水市場を狙っています。広域企業団から民営化になるのは簡単です。ここを今日本は狙われているのです。日本は、地理的条件から、良質な水源が各地に存在しています。地域分散型の水道システムと合致しています。自治体は、責任を持って、地方公営企業として安心・安全な水を市民に提供していかなければなりません。

このことを申して、議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立について反対討論とします。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第92号に対する賛成討論を許します。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立について、賛成の立場で討論に参加いたします。

昨年5月の三次市水道使用料等検討委員会の答申は、2段階での料金上げを提言しています。

第1段階としては、現状の激変緩和措置を解消し、現行の水道事業の料金を簡易水道料金水準に引き上げるといえるものです。本年10月及び来年10月の水道使用分から、旧市内の家庭用料金をおのおの約13%引き上げる等の条例改正案を本年3月定例会で可決いたしました。これによっても、料金回収率は87.6%までにしか回復いたしません。

第2段階として、現行の簡易水道のために、一般会計から補填している分を解消して、全水道利用者の負担に置き換えるための料金改定を実施するとしています。水道事業会計の令和2年度決算では約3,000万円の純利益を計上していますが、一般会計からの基準外繰入れが1億2,000万円あり、実質9,000万円の赤字決算です。令和3年度もほぼ同様で、この赤字体質は恒常化しております。

検討委員会の提言は、令和2年度で言う基準外繰入れ1億2,000万円を水道使用料金で回収するということでもあります。仮に料金回収率を100%に引き上げても、推計では、7年後には89.6%に低下いたします。三次市の単独経営では、一般会計からの赤字補填を続けていかなければ不可能と判断いたします。脆弱な一般会計に負担をかけることは、市道改修や自治活動等の本当に小さな市民の要望にますます応えられない財政運営となります。

令和5年4月、広島県及び14市町で企業団を設立し、三次市も参画いたします。10年間は現行どおりの単独経理となりますが、この間、国の交付金22億円を合理化投資に活用し、浄水場の統廃合や配管の整備改修を行うべきであります。将来にわたり、人口減少等による料金収入の減、施設や配管の老朽化に伴う更新費用や減価償却費の増等によるコストアップで、経営は極めて厳しい状況です。企業団参画によるスケールメリットと合理化の推進により、公営企業体として独立採算制を堅持し、持続可能な安心・安全な水の供給と一般会計の負担軽減につなげるべきであります。統合により、今後40年間の効果額は、国の交付金を含め、58億円が期待でき、また、将来の料金引上げも抑制できると思います。

以上の観点から、議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立についての賛成討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 議案第92号の討論を終わります。

その他の議案について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより議案第70号外2議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立についてを採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第92号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立については委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第92号を除く議案2件について採決いたします。

議案第92号を除く議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第92号を除く議案2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号を除く議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 予算決算常任委員長報告15件

- 議案第75号 令和3年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 令和3年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 令和3年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 令和3年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第80号 令和3年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 令和3年度三次市病院事業会計決算認定について
- 議案第82号 令和3年度三次市水道事業会計決算認定について
- 議案第83号 令和3年度三次市下水道事業会計決算認定について
- 議案第84号 令和4年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）
- 議案第85号 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）
- 議案第86号 令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第87号 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第88号 令和4年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第89号 令和4年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第75号令和3年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外14議案を一括議題といたします。

議案15件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○予算決算常任委員長（杉原利明君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案15件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月13日から26日まで委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

また、22日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会を開催し、全体会の中で分科会での自由討議が必要と意見が出された事業について、議員間における自由討議を行いました。26日の委員会では、各分科会から主査報告が行われ、全体で自由討議を行い、意見集約しました。

議案第75号令和3年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外議案8件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり認定してよいものと決しました。

議案第84号令和4年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）外議案5件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

主査報告及び自由討議から集約した意見を申し上げます。

総務分科会からは、みよし暮らし推進事業などについて、令和3年度から移住・定住促進に係る補助金の見直しが行われているが、その効果について、以前の支援策と費用対効果も含め、検証する必要があるのではないか。空き家、耕作放棄地、後継者不足など、本市の課題を逆手に取った農を中心としたライフスタイルの提案、本市の伝統工芸・文化の継承も含んだ地域資源・資産の利活用など、一部のターゲットに的を絞った支援メニューの構築、荒れた山や耕作されていない農地といったマイナスイメージと思える資産を、空き家バンク制度のように全国の興味ある方に紹介する窓口の創設など、対象者にピンポイントで伝える新たな企画立案を期待するとの意見が報告されました。

教育民生分科会からは、三次版学校ICT活用事業について、教師の習熟度の向上、平準化に向けた対応を求める意見や、ICT支援員と教育委員会との連携をより強化することで、さらに効果的なICTの活用が図られ、子供に力をつけていくことが期待できるのではないかとこの意見が報告されました。

全体会での自由討議では、教師の習熟度を上げることが目的ではなく、教育効果に着目したICTの活用が大切であるとの意見、今後は機器の修繕や更新等経費が増大することが見込まれるので、より効率的な運用と経費の低減が必要であるとの意見、ICTのコロナ禍にあつての活用、休んでいる子供、支援が必要な子供に対する運用等についての整理が必要であるとの意見が出されました。今後は、さらに事業効果や課題の検証を進め、ICT活用の今後の事業展開につなげられることを期待するものであります。

産業建設分科会からは、農地等保全事業有害鳥獣対策については、有害鳥獣被害専門の部署を立ち上げるなど、前向きな駆除や処理の体制づくりが必要ではないかとの意見、（仮称）みよしアグリパーク整備事業については、今後の事業スケジュールの明確化を求める意見が報告されました。

全体会での自由討議では、有害鳥獣対策は、バッファゾーンの設定等、森林整備についての認識が根本的な対策として必要であるとの意見が出されました。被害の実態は切実で、有害鳥獣対策には即効性、実効性が求められていることから、あらゆる施策について積極的な事業展開が必要であると思われます。また、（仮称）アグリパーク整備事業は、アグリパーク構想全体について、見直しの内容を含め、説明、周知を求めるものであります。

次に、議案第84号令和4年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）については、みよし運動公園陸上競技場改修事業は、大会の誘致等、積極的な活用が図られるよう、根本的な改修についても検討されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

**○議長（山村恵美子君）** ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号外14議案を一括採決いたします。

決算認定に関する議案9件に対する委員長の報告は認定であります。補正予算に関する議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第83号までの9議案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第84号から議案第89号までの6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第93号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第94号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第95号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第93号から議案第97号人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第93号から議案第97号までの議案5件について、一括して御説明申し上げます。

議案5件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。三次市の区域における人権擁護委員は24名で、そのうち5名の任期が令和4年12月31日をもって満了することに伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

最初に、議案第93号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の三上勝明氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第94号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の竹添隆樹氏の任期が満了することに伴い、新たに中田範隆氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第95号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の福間義明氏の任期が満了することに伴い、新たに藤原範雄氏を同委

員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第96号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の長谷川康憲氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第97号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の森田和利氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第93号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第94号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第95号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第96号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第97号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第7号 少人数学級，教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引上げに係る意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第6、発議第7号少人数学級，教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引上げに係る意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） ただいま御上程となりました発議第7号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、伊藤芳則議員、藤岡一弘議員と私、新田真一でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文を朗読し、若干の内容を補強しながら、提案理由を説明させていただきます。

発議第7号

少人数学級，教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引上げに係る意見書（案）

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田元文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。
- 2 学校の働き方改革をすすめ、長時間労働是正すること。そのため、小学校の教科担任制の拡大を始め加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022年)9月28日

三 次 市 議 会

以上です。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議員の派遣について

○議長(山村恵美子君) 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、本市とアメリカ合衆国アメリカス市との国際交流に関連し、甲奴町正願寺由来の梵鐘の鐘楼堂が同国アトランタ市のカーターセンターに建設されるに当たり、公式訪問団として、地方自治法第100条第13項及び三次市議会会議規則第161条の規定に基づき、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付のとおり議員派遣を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣を決定いたしました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで一言御礼を申し上げます。

このたび本市とアメリカ合衆国アメリカス市との国際交流に関連し、カーターセンター平和の鐘プロジェクトに御尽力を頂きました関係者の皆様、また御理解、御協力いただきました全ての皆様に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。あわせて、今後とも本市とアメリカス市

との友好関係が継続しますことを祈念いたします。

これにて令和4年9月三次市議会定例会を閉会いたします。

27日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時51分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月28日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 小田 伸次

会議録署名議員 月橋 寿文